

第98回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月28日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）



場所

広島市中区小町4番33号

当社本店

【株主のみなさまへのお願いとご案内】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当日は、インターネットにより本株主総会の様子のライブ配信を行いますので、ご視聴ください。

目次

第98回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	
インターネットによるライブ配信のご案内	
事業報告	7
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33
株主総会参考書類	39
会社提案（第1号議案から第4号議案まで）	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
株主提案（第5号議案から第10号議案まで）	
第5号議案 定款一部変更の件（1）	
第6号議案 定款一部変更の件（2）	
第7号議案 定款一部変更の件（3）	
第8号議案 定款一部変更の件（4）	
第9号議案 定款一部変更の件（5）	
第10号議案 取締役の解任の件	

中国電力株式会社

証券コード：9504

(証券コード：9504)

2022年6月8日

株主各位

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 清水希茂

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、**当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。**

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、**2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申し上げます。**

また、議決権行使の方法につきましては、後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区小町4番33号 当社本店

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ・ ご来場の場合には、感染症拡大防止のため、マスクのご着用や消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、会場にご入場の際、運営スタッフにより検温をさせていただき、発熱、咳等の症状が見受けられる株主さまにつきましては、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 当日は、インターネットにより本株主総会の様子のライブ配信を行います。配信にあたっては、ご出席の株主さまが映らないよう役員席付近のみを撮影いたしますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ・ その他、感染症拡大防止のための対応等につきましては、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>

3. 目的事項 報告事項

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 取締役の解任の件

上記各号議案の内容等は、39ページ以降の「株主総会参考書類」に記載しております。

以 上

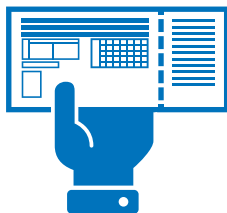
- ◎ 以下の事項につきましては、法令および現行定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本書には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、これらの事項につきましては、会計監査人および監査等委員会の監査対象に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類等の記載内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、当社ホームページへの掲載にてご報告させていただきます。

当社ホームページ <https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会に 出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、**議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。**この場合、委任状を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

書面による 議決権行使をされる場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時20分

インターネット等による 議決権行使をされる場合



議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時20分

詳細は次ページをご覧ください

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

ご注意事項

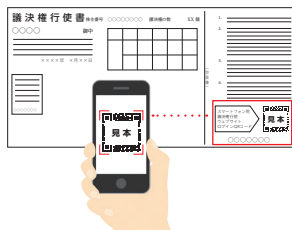
- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主さまのご負担となります。
- (4) インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もありますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。



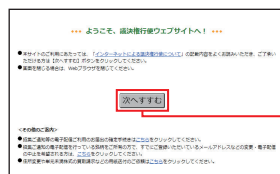
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使の方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

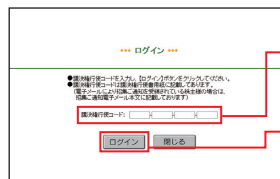
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

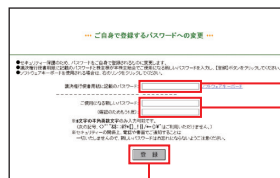
- 2 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」を入力してください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載されている「パスワード」を入力してください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。ご視聴にあたっては、次ページ記載の留意事項を十分にご確認ください。

配信日時

2022年6月28日（火曜日） 午前10時から本株主総会終了時刻まで
（配信画面は、当日、午前9時30分頃に開設予定です。）

当日のご視聴方法

以下の手順により、ご視聴ください。

1

パソコン・スマートフォン等から、以下の視聴サイトにアクセスしてください。

ライブ配信視聴サイト <https://9504.ksoukai.jp>



2

株主さま認証画面（ログイン画面）に以下のIDおよびパスワードを入力してください。
以降は画面の案内に従ってライブ配信画面にお進みください。

ID : 議決権行使書用紙に記載された「株主番号」（数字9桁）

パスワード：本招集ご通知送付先ご住所の「郵便番号」（数字7桁、ハイフンなし）

730-8701	パスワード
広島市中区小町4番33号 中電 太郎	ID

議決権行使書 中国電力株式会社 御中	株主番号 XXXXXXXXX	議決権の数 (単元株式数 100)	例
私は、2022年6月28日開催の中国電力株式会社第38回定時株主総会（単独会または委員会を含む）における各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。 2022年6月 日			お 願 い 1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を出席票として提出いたしますので、切り離さずにお手元保管ください。 2. 当日出席されない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、この部分を切り離して、2022年6月27日午後5時30分までに到着するようご送付ください。 3. 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際は、一部の賛否につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該議案の番号を記入してください。 4. ご記入の際は、電算または紙のいずれかをご使用ください。 5. 議決権をインターネットにより行使し、かつ、本招集ご通知送付先ご住所の郵便番号は、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、

- 議決権行使書用紙を投函する前に、必ず「株主番号」をお手元にお控えください。
- 上記視聴サイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけますので、適宜ご活用ください。

ご視聴に関する留意事項

- インターネットによるライブ配信のご視聴は、**会社法上、株主総会への「出席」とは認められない**ため、当日の議決権行使、ご質問、動議の提出を行うことはできません。議決権については、3ページから4ページにてご案内の方法により、**事前に行使していただきますようお願い申し上げます**。なお、後記のとおり視聴サイトで事前にご質問を受け付けます。
- ご使用の機器やインターネットの接続環境等により、ご視聴いただけない場合や映像・音声に不具合が生じる場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人に限定させていただきます。ID・パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。また、ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNS等での無断公開につきましても固くお断りいたします。
- やむを得ない事情により、ライブ配信を実施できなくなった場合は、当社ホームページにてお知らせいたします (<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>)。

事前質問の受付のご案内

本株主総会の目的事項に関するご質問を、インターネットを通じて事前に受け付けます。前ページ記載のライブ配信視聴サイト内のリンク先よりご提出いただけますので、①、②の手順でアクセスしてください。

受付期間

2022年6月8日（水曜日）から2022年6月21日（火曜日）まで

- いただいたご質問の中で、株主のみなさまの関心が高いと思われる事項等については、本株主総会で取り上げさせていただきます。
- **すべてのご質問への回答をお約束するものではありません**。また、**ご質問者さまに対する個別の回答はいたしかねます**ので、あらかじめご了承ください。
- 本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

IDおよびパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

通話料無料 **0120-782-041**

(受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

ライブ配信のご視聴について

株式会社ブイキューブ

03-5809-8032

(受付時間 6月28日（火曜日）午前9時～本株主総会終了まで)

1. 中国電力グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

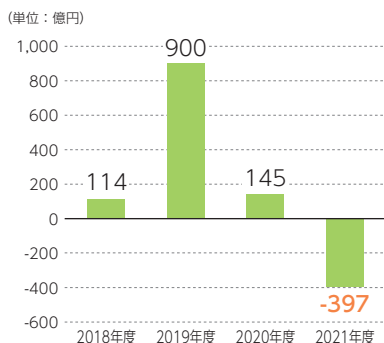
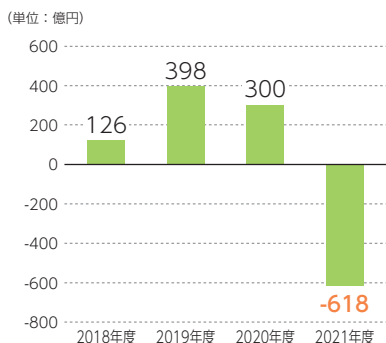
2021年度におけるわが国の経済情勢をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、供給面の制約や原材料価格の高騰も重しとなり、景気の持ち直しは緩やかなものにとどまりました。また年度末にかけては、ウクライナ情勢などにより、景気の不透明感が高まりました。当中国地方においても、ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で、当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る収益の計上方法が変更となったことなどから、1兆1,366億円と前年度に比べ1,708億円の減収となりました。

営業損益は、燃料価格が年度当初から上昇を続け、燃料費調整制度の大幅な期ずれ差損が生じたことなどから、607億円の損失となり、前年度に比べ950億円の減益となりました。

支払利息などの営業外損益を加えた経常損益は618億円の損失となり、前年度に比べ919億円の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、湯水準備金を取り崩し、特別利益を計上して、法人税などを控除した結果、397億円の純損失となり、前年度に比べ542億円の減益となりました。



(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、2021年度（当年度）の売上高（営業収益）は3,361億円、営業費用は3,359億円それぞれ減少しております。なお、利益への影響は軽微であります。

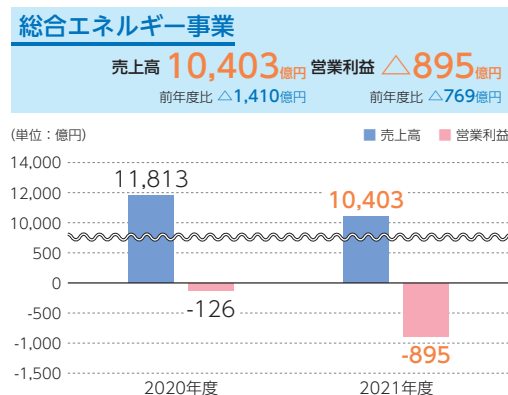
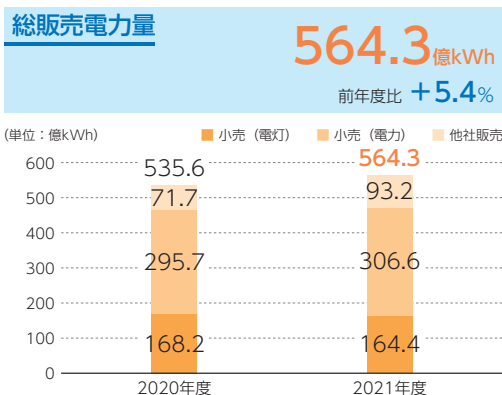
事業別の業績につきましては、次のとおりとなりました。

[総合エネルギー事業]

当年度の総販売電力量は、前年度に比べ5.4%増の564.3億kWhとなりました。この内訳をみると、小売販売電力量（電灯）は、前年度に比べ2.3%減の164.4億kWh、小売販売電力量（電力）は、前年度に比べ3.7%増の306.6億kWh、他社販売電力量は、前年度に比べ30.1%増の93.2億kWhとなりました。

売上高（営業収益）は、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る収益の計上方法が変更となったことなどから、1兆403億円と前年度に比べ1,410億円の減収となりました。

営業損益は、燃料価格が年度当初から上昇を続け、燃料費調整制度の大幅な期ずれ差損が生じたことなどから、895億円の損失となり、前年度に比べ769億円の減益となりました。



- (注) 1. 総販売電力量は、中国電力の総販売電力量（インバランス・調整電源等に係る他社販売電力量等を含みません。）を記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、2021年度（当年度）の売上高（営業収益）は2,861億円、営業費用は2,861億円それぞれ減少しております。なお、利益への影響は軽微であります。

[送配電事業]

売上高（営業収益）は、「収益認識に関する会計基準」等の適用による減少はあったものの、再生可能エネルギーの買取が増加したことによる販売電力料の増加などから、4,360億円と前年度に比べ121億円の増収となりました。

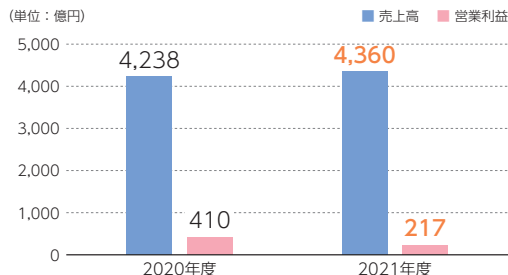
営業利益は、需給調整に係る費用の増加などから、217億円と前年度に比べ193億円の減益となりました。

(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、2021年度（当年度）の売上高（営業収益）は511億円、営業費用は511億円それぞれ減少しております。なお、利益への影響は軽微であります。

送配電事業

売上高 **4,360**億円
前年度比 +121億円

営業利益 **217**億円
前年度比 △193億円



[情報通信事業]

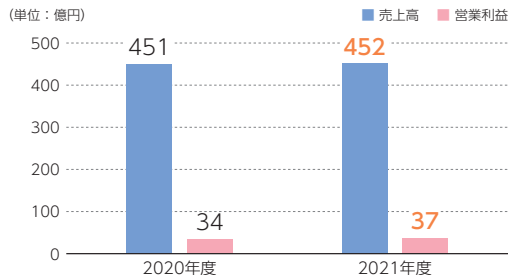
売上高（営業収益）は、電気通信関係事業収入が増加したことなどから、452億円と前年度に比べ1億円の増収となりました。

営業利益は37億円となり、前年度に比べ3億円の増益となりました。

情報通信事業

売上高 **452**億円
前年度比 +1億円

営業利益 **37**億円
前年度比 +3億円



(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による社会・経済への影響が長期化する中、世界的な脱炭素化に向けた潮流の加速や、ウクライナ情勢などによる燃料価格の大幅な変動が生じるとともに、電力自由化の中での供給力確保のための責任・役割の在り方に係る課題が顕在化するなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。

2030年度をターゲットとするグループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ2030」の実現に向けた歩みは3年目を迎えておりますが、こうした様々な環境変化に柔軟に対応しながら、ビジョンの実現に向けて以下の諸課題に取り組んでまいります。

【エネルギー事業を中心とした既存事業の強化・進化】

当社は、昨年2月に、当社グループとして「2050年カーボンニュートラル」に挑戦することを公表しております。この取り組みを着実に進めるため、2030年度までに小売電気事業におけるCO₂排出量を2013年度比で半減させる目標を設定し、この6月には、「カーボンニュートラル推進本部」を設置するなど推進体制を整備します。こうした目標・体制のもと、当社グループは、S + 3 E（安全性、安定供給、経済性、環境への適合）を同時達成する電源構成の実現を目指しながら、脱炭素化と競争力強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、業績に対する燃料や卸電力取引市場の価格高騰の影響を抑制し、強靱な収益構造の構築を目指すべく、価格変動リスクの低減に向けた対応や経営効率化の取り組みを着実に進めてまいります。

●原子力発電所の再稼働・運転開始および開発に向けた取り組み

原子力発電は、安定供給、経済性、環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり、また、確立した脱炭素技術としても、一定比率を維持していく必要があると考えております。

島根原子力発電所においては、地震・津波対策などの設備面の安全対策の着実な実施のほか、原子力災害発生時に備えた訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など、原子力防災対策にも積極的に取り組み、更なる安全性を不断に追求してまいります。

島根2号機については、昨年9月に、原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を受領し、再稼働に向けた大きな節目を迎えました。引き続き、新規規制基準への適合性審査に適切に対応していくとともに、地域のみならずご理解を得られるよう丁寧な説明を行いながら、島根2号機・3号機の早期の再稼働・運転開始に向け、最大限取り組んでまいります。

加えて、将来にわたっての重要な電源として新規原子力発電所の開発も必要であると考えており、上関原子力発電所の開発に引き続き取り組んでまいります。

●火力発電の脱炭素化に向けた取り組み

当社は、現在、経年化が進む既設火力発電所の代替として三隅発電所2号機の建設を進めており、本年11月の営業運転開始に向けて、3月に試運転に伴う発電を開始しました。建設にあたっては、利用可能な最良の発電方式である超々臨界圧（USC）の採用、バイオマス混焼の拡大等によって環境性にも優れた電源とし、環境負荷の低減にも努めてまいります。

このほか、脱炭素化に向けた研究・開発として、「大崎クールジェンプロジェクト」による石炭火力発電の高効率化、CO₂分離・回収技術の開発およびカーボンリサイクルなどに取り組んでまいります。また、発電用燃料としての水素・アンモニアの導入に向けた協業の検討を他社と進めるなど、水素・アンモニア発電についても、経済的・技術的な課題等の解決後に遅滞なく導入できるよう、2030年までに実装準備を進めてまいります。

●お客さまニーズに合わせたエネルギーサービスの展開

小売電気事業者間での販売競争が激化する中において、電気事業の収益性を向上させていくためには、電源の競争力強化に加え、お客さまのニーズにあわせた付加価値の高いサービスを展開していくことが重要です。

国による「2050年カーボンニュートラル」宣言以降、お客さまの環境意識は一層高まり、そのニーズも多様化しています。こうしたニーズに応えていくため、当社グループでは、再生可能エネルギーを活用した電気料金メニューの提供や、分散型エネルギーリソースを活用した太陽光発電PPAサービス等の新たなサービスの展開を進めております。

こうした取り組みにより、販売利益の拡大に努めていくとともに、脱炭素化をはじめとしたお客さまの環境経営の実現にも貢献してまいります。

(注) 太陽光発電PPA（電力購入契約）サービス＝当社または業務提携先がお客さまの建物や敷地に太陽光発電設備を設置し、お客さまは初期投資の負担なく、月々のサービス料金で太陽光発電の電気を自家消費できるサービス。



「完全自立型EVシェアリングステーション」
実証事業

●徹底した経営効率化

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても、収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り、競争力を強化していくため、競争発注の拡大などによる資機材調達コストの低減、燃料費の削減など、費用全般にわたる効率化を進めてまいります。

また、中国電力グループIT構想のもと、最新のICTを活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みを推進するとともに、業務運営の抜本的な見直しを進め、労働生産性の向上に努めてまいります。

●電力の安定供給の確保

当社グループは、設備保全の高度化・合理化やレジリエンス（災害に対する強靱性および回復能力）強化の観点から、最新のDX技術を積極的に活用しながら、設備の計画的かつ確実な点検・補修、更新工事などを行うとともに、業務品質の維持・向上に向け、実践的な訓練や点検作業を通じ、保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

また、災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、引き続き、社外関係機関や自治体等との連携強化に努めてまいります。



陸上自衛隊のヘリコプターによる
車両輸送訓練の様子

【更なる成長に向けた新たな事業への挑戦】

当社グループは、多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、新たな事業領域の開拓に挑戦してまいります。

●海外事業の領域拡大に向けた取り組み

当社グループは、海外事業を利益の一角を担える事業にしていくため、これまで培ってきた電気事業の知見を活用し、海外事業への出資参画を進め、収益力の強化に取り組んでおります。

引き続き、再生可能エネルギーを中心に海外発電事業の発掘・獲得を進めるとともに、送配電・小売事業や電力周辺事業に加え、新たなエネルギービジネスにも積極的に取り組み、事業領域を拡大してまいります。

●再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組み

再生可能エネルギーを地球環境問題への対応だけでなく成長領域の一つと位置づけ、ビジョンで掲げる目標達成に向け、水力や風力等の導入に積極的に取り組んでおります。2020年代中盤には新規導入量が約30万kWとなる見込みであり、今後は特に成長分野と見込まれる洋上風力発電の開発を積極的に進めることで、最大限の導入に取り組んでまいります。

●エネルギー創造ラボの取り組み

エネルギー創造ラボでは、「地域の未来の創造」と「電気の未来の創造」をコンセプトに掲げ、カーボンニュートラル、DX、SDGs（持続可能な開発目標）をテーマにベンチャー企業等の先進的な製品・サービスを地域に展開することで、新たな収益源とするとともに地域の課題解決に貢献してまいります。

本年3月末時点で早期成長が見込める10社のベンチャー企業への投資を行っており、今後、多様なサービス展開を推進するため投資を拡大し、投資リターンと事業収益により新たな利益の獲得を目指してまいります。

また、再生可能エネルギーや蓄電池、EV等を活用した新たなエネルギーサービスの開発に向けて、先進技術を有するベンチャー企業等との協業や実証実験等に取り組み、サービスメニューを順次拡大してまいります。

【多様な人材が活躍できる更なる環境づくり】

ビジョンを実現し、当社グループが持続的に成長していくためには、多様な価値観・経験を持つ社員一人ひとりの活躍が不可欠です。

当社は、女性社員の活躍推進や障がい者の雇用促進に加え、他企業経験者や専門能力を有する人など幅広く多様な人材の採用に取り組んでおります。また、社員の健康を確保するとともに、柔軟かつ生産性の高い働き方を実現できるよう、フレックスタイム勤務制度、在宅勤務制度、勤務間インターバル制度、仕事と育児・家庭の両立を支援する制度等を設け、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進しております。

今後も時代の要請に合わせて柔軟に対応しながら、多様な人材が活躍できる企業文化の醸成や制度の構築に取り組んでまいります。

【E S G経営の推進】

近年のE S G投資の拡大により、企業はS D Gsの達成に向けた取り組みなど、持続可能な社会の実現に貢献することが求められています。

当社グループは、この持続可能な社会の実現に向けた貢献を自らの使命とし、「エネルギーグループ企業行動憲章」にも明記のうえ、E S Gを重視した経営を推進しております。

こうしたE S Gの取り組みをステークホルダーのみなさまに分かりやすくお伝えするため、引き続き、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等の主要なフレームワークに対応するなど、E S G情報の開示の充実に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、企業価値向上と持続的成長の実現を目指して取り組むことで、株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ENERGIA CHANGE 2030

ENERGIAの実現に向けた企業変革

こえる、つながる、ひろげる

ミッション

エネルギーは使命

グループが持つ技術と経験を活かし、安定したエネルギーのお届けと地球環境問題への貢献を両立します

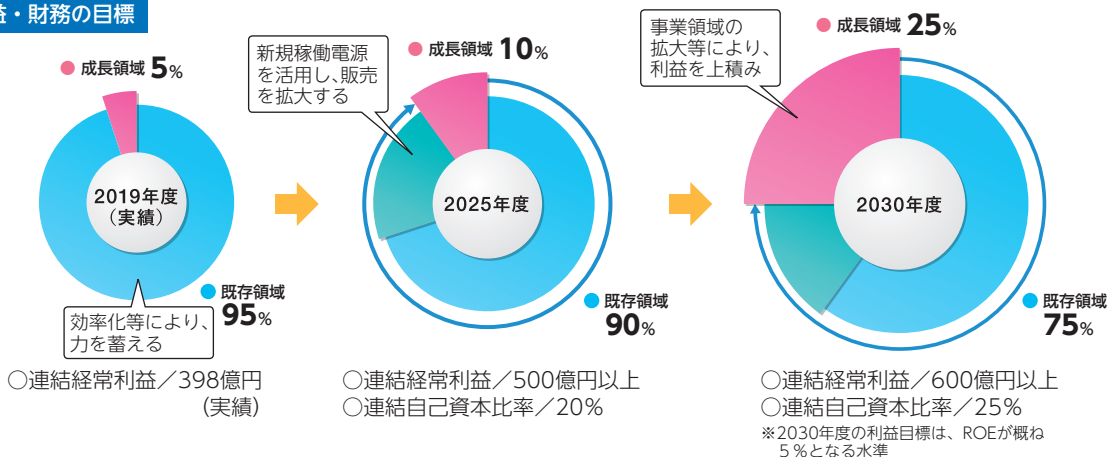
新たな事業に挑戦

多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、新たな事業領域の開拓に挑戦します

すべての人が持ち場で輝く

多様な人材の活躍を進め、魅力ある企業グループを目指します

利益・財務の目標



非財務の目標

- 再生可能エネルギー新規導入量 2030年度 30~70万kW
- 多様な人材が活躍できる更なる環境づくり

中国電力グループ「2050年カーボンニュートラル」への挑戦

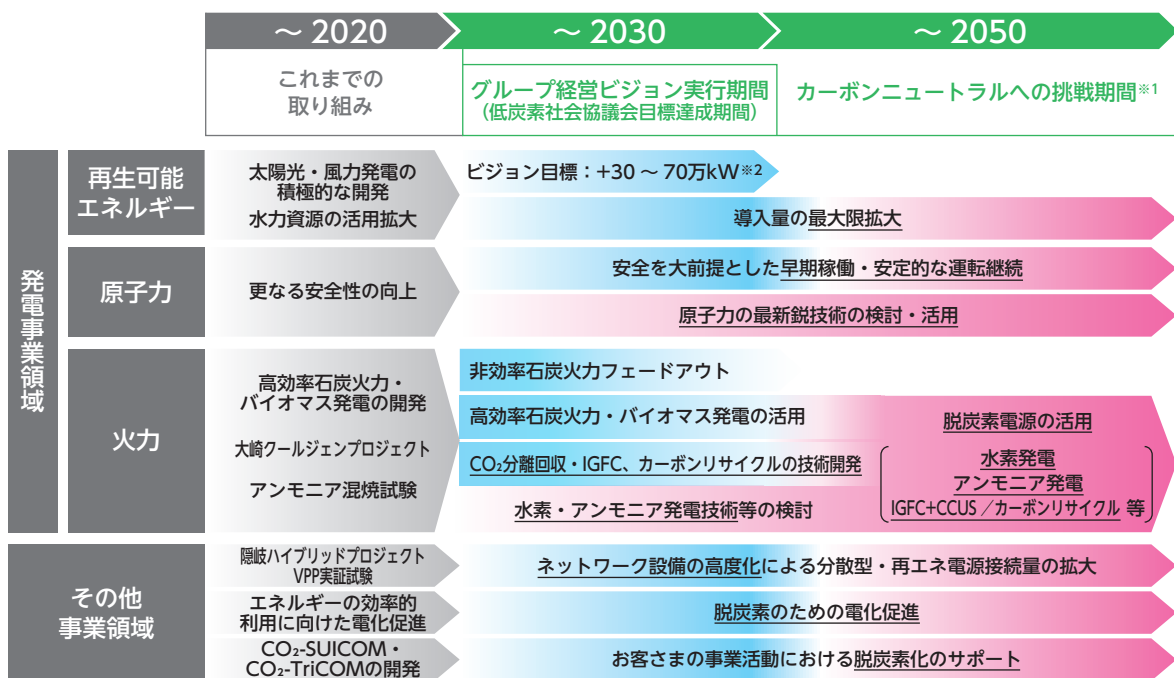
～脱炭素社会の実現に向けたギアチェンジ～

目 標

「2050年カーボンニュートラル」に挑戦します

- ◆ エネルギーの脱炭素化を進めます。
- ◆ カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、地域の発展に貢献します。
- ◆ カーボンニュートラルに資する技術開発を進めます。

2050年カーボンニュートラルへ向けたロードマップ



※1 コスト低減や技術開発等の進捗により、実用化可能と判断したものを順次活用していく。

また、2050年時点で発電所から排出されるCO₂はカーボンオフセット技術等を活用。

※2 グループ全体として国内外での取り組みにより達成を目指す。

気候変動に関する国際的な枠組み形成やESG（環境・社会・ガバナンス）投資拡大等の国内外の動向を踏まえ、当社は、2019年6月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD^{*1}）」提言への賛同署名を行い、気候変動に関する情報開示の更なる充実を推進しています。

※1 Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示方法を開発することを目的として、金融安定理事会（FSB）が設立したタスクフォースであり、提言の中で気候関連のリスク・機会に関する情報開示のフレームワークを示している。

【気候変動関連シナリオ設定】

当社は、気候変動関連のリスク・機会を評価するにあたって、IEA（国際エネルギー機関）等の公表データを参照し、「1.5℃シナリオ（2050年ネットゼロシナリオ）」と「4℃シナリオ」を設定しています。

【気候変動に関するリスク・機会】

前述のシナリオを前提に、下表のとおりリスク・機会を認識しています。

事業環境の変化			当社グループのリスクと機会	事業への影響度 ^大 ^{*2}	時間軸		
					中期	長期	
1.5℃ シナリオ	移行 リスク	政策	温室効果ガス排出規制強化 (省エネ法、高度化法、カーボンプライシング等)	<ul style="list-style-type: none"> ◆規制強化に伴うコスト増^① ◆化石電源の競争力・利用率の低下による収益減 ◆お客さまの離脱増による販売電力量減 	●	●	●
		評判・市場	社会の脱炭素化志向の高まり	◆脱炭素化の取り組みが不十分と判断された場合、信頼・企業イメージの低下による市場シェア・資金調達への影響		●	●
		技術	技術進展に伴う再生可能エネルギーの導入加速	◆系統対策費用増	●	●	●
4℃ シナリオ	機会	エネルギー源	非化石電源の推進 低・脱炭素電源の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆水力・太陽光・風力の積極的な導入 ◆安全を大前提とした原子力の活用^② ◆原子力の最新鋭技術の検討・活用 ◆高効率石炭火力・バイオマス発電の活用 ◆脱炭素電源の活用（水素発電、アンモニア発電、IGFC+CCUS/カーボンリサイクル等） 	●	●	●
		市場	脱炭素のための電化推進 お客さまの事業活動における脱炭素化のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ◆電化・DR^{*3}・太陽光PPA等の推進 ◆カーボンリサイクル技術の開発（CO₂-TriCOM、CO₂-SUICOM、Gas-to-Lipids）^{*4} 	●	●	●
		物理 リスク	急性	自然災害（台風、豪雨等）の増、降水量変化	<ul style="list-style-type: none"> ◆設備被害に伴う復旧・対応費用増^③ ◆レジリエンス対策（災害に備えた設備対策、早期復旧のための連携体制の構築）による費用増 ◆出水率の低下（水力発電量の低下）^④ 	●	●
		慢性	平均気温上昇、海面上昇	◆事業活動への悪影響			●

※2 当社の事業への影響度を現時点で評価するとともに、取り組むべき優先度も考慮したうえで抽出。

なお、この影響評価は確定的なものではなく、今後の国の政策やエネルギー情勢等の外部環境変化により変動する。

※3 デマンドレスポンスの略。需要家のエネルギーリソースの所有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。

※4 CO₂固定化技術を利用した土木材料、コンクリートを活用する技術（CO₂-TriCOM、CO₂-SUICOM）およびCO₂からバイオプロセスにより高付加価値の脂質を生産する技術（Gas-to-Lipids）。

【気候変動関連リスク・機会の主な財務影響】

① CO₂排出規制の強化

非化石証書を1億kWh
購入した場合のコスト増
1.3億円

② 安全を大前提とした原子力の活用

島根2号機の稼働による原料費の
削減額（2020年度実績）
設備利用率1%あたり **5億円**

③ 自然災害の増

豪雨災害被害額
（2018年7月豪雨災害影響）
37億円

④ 降水量変化

出水減に伴う原料費への影響額
（2020年度実績）
出水率1%あたり **2億円**

【指標と目標】

当社グループはカーボンニュートラルに取り組むことにより、持続的な未来社会の実現に挑戦していきます。また、中国地域を基盤とする事業者として、地域の皆さまと相互に協力し、地域のカーボンニュートラルに貢献してまいります。

気候変動に関するリスクと機会に対応し、CO₂排出量の削減を進めるためには、供給側における電源の脱炭素化と需要側における電化の拡大が必要であることから、以下の指標と目標を設定しました。

指 標	目 標															
CO ₂ 排出量の削減	<p>◆ 2030年度までにCO₂排出量半減（2013年度比）</p> <p>◆ 「2050年カーボンニュートラル」への挑戦</p> <p>小売電気事業におけるCO₂排出量の推移（万t-CO₂）</p> <p style="text-align: right;">[] : CO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)</p> <table border="1"> <caption>CO₂排出量の削減</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>CO₂排出量 (万t-CO₂)</th> <th>CO₂排出係数 (kg-CO₂/kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年度</td> <td>4,228</td> <td>0.717</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>2,938</td> <td>0.585</td> </tr> <tr> <td>2030年度</td> <td>2013年度比CO₂排出量半減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2050年度</td> <td>カーボンニュートラル</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	年度	CO ₂ 排出量 (万t-CO ₂)	CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	2013年度	4,228	0.717	2019年度	2,938	0.585	2030年度	2013年度比CO ₂ 排出量半減	-	2050年度	カーボンニュートラル	-
	年度	CO ₂ 排出量 (万t-CO ₂)	CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)													
2013年度	4,228	0.717														
2019年度	2,938	0.585														
2030年度	2013年度比CO ₂ 排出量半減	-														
2050年度	カーボンニュートラル	-														
再生可能エネルギーの導入拡大	<p>◆ 2020年度から2030年度までに新規導入量30万~70万kW</p> <p>◆ 2050年度に向けて導入量の最大限拡大</p> <p>再生可能エネルギー導入量の推移（累計）</p> <table border="1"> <caption>再生可能エネルギーの導入拡大</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>導入量 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度</td> <td>約100万kW</td> </tr> <tr> <td>2030年度</td> <td>約130~170万kW</td> </tr> <tr> <td>2050年度</td> <td>導入量の最大限拡大</td> </tr> </tbody> </table>	年度	導入量 (累計)	2019年度	約100万kW	2030年度	約130~170万kW	2050年度	導入量の最大限拡大							
年度	導入量 (累計)															
2019年度	約100万kW															
2030年度	約130~170万kW															
2050年度	導入量の最大限拡大															
原子力発電の活用	<p>◆ 安全を大前提とした早期稼働・安定的な運転継続</p> <p>原子力によるCO₂排出抑制効果（累計）</p> <table border="1"> <caption>原子力発電の活用</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>抑制効果 (累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度</td> <td>約1,600万t</td> </tr> <tr> <td>島根2号機</td> <td>▲260万t</td> </tr> <tr> <td>島根3号機</td> <td>▲700万t</td> </tr> <tr> <td>上関1、2号機</td> <td>▲1,600万t</td> </tr> </tbody> </table>	項目	抑制効果 (累計)	2019年度	約1,600万t	島根2号機	▲260万t	島根3号機	▲700万t	上関1、2号機	▲1,600万t					
項目	抑制効果 (累計)															
2019年度	約1,600万t															
島根2号機	▲260万t															
島根3号機	▲700万t															
上関1、2号機	▲1,600万t															
お客さまの脱炭素化のサポート	<p>◆ 地域のカーボンニュートラルへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他熱源空調・給湯や産業用プロセス等に対する電化提案 ● エコキュートをはじめとする省エネルギーに優れた機器の推奨 ● 再生可能エネルギーを活用した取り組み（太陽光PPA等）の展開 															

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額 (億円)
総合エネルギー事業	1,125
送配電事業	643
情報通信事業	76
その他の	28
調整額	△31
合計	1,842

②工事中の主な設備 (2022年3月31日現在)

発電設備

名称	出力 (万kW)	備考
(火力) 三隅発電所2号機	100.0	石炭、木質バイオマス
(原子力) 島根原子力発電所3号機	137.3	

(4) 資金調達の状況

①社債	発行額	1,850億円	償還額	800億円
②借入金	借入額	4,753億円	返済額	4,262億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	5,850億円	償還額	5,050億円

(注) 上記①の社債発行額には、2021年12月9日に発行したハイブリッド社債(一般担保無・劣後特約付社債)総額1,000億円を含んでおります。

(5) 財産および損益の状況

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当年度)
売上高 (億円)	13,769	13,473	13,074	11,366
経常利益 (億円)	126	398	300	△618
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)	114	900	145	△397
1株当たり当期純利益 (円)	33.25	258.59	40.42	△110.21
総資産 (億円)	32,616	32,653	33,851	35,669

(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、2021年度(当年度)の売上高は3,361億円、営業費用は3,359億円それぞれ減少しております。なお、利益への影響は軽微であります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
総合エネルギー事業	発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業
送配電事業	一般送配電事業
情報通信事業	電気通信事業、情報処理事業

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

	会社名	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容
総合 エネルギー 事業	株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業、電気事業、電気・熱エネルギー供給事業、電気給湯機等販売・リース業
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の開発・採掘・加工業
送配 電事業	中国電力ネットワーク株式会社	20,000	100.0	一般送配電事業、離島における発電事業
	株式会社電力サポート中国	65	100.0	架空線設計・共架管理・電柱敷地管理・契約異動処理等の受託、電力機材・用品販売事業
情報通 信事業	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業、情報処理事業
そ の 他	中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
	株式会社エネルギーL&Bパートナーズ	104	100.0	不動産・ビル管理業、リース・保険代理業、温浴事業
	株式会社エネルギー・ビジネスサービス	100	100.0	経理・労務・資材業務等の受託
	中電技術コンサルタント株式会社	100	100.0	建設コンサルタント業
	中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業、不動産賃貸業
	中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
	中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計修理業、電気工事・電気通信工事業
	株式会社アドプレックス	30	99.8	印刷・広告業
	テンパール工業株式会社	150	58.0	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造・販売事業、土木・基礎工事業、石炭灰リサイクル事業	

(注) 議決権の所有割合には、間接所有分を含んでおります。

当社の連結子会社は上記の会社を含め20社、持分法適用会社は20社であります。

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)**①当社の主要な事業所**

- a. 本店(広島県広島市)
- b. 支社 鳥取(鳥取県鳥取市)、島根(島根県松江市)、岡山(岡山県岡山市)、山口(山口県山口市)、東京(東京都千代田区)
- c. 主要な発電所

区 分	発 電 所 名 (所在県名)
水 力 (出力3万kW以上)	俣野川(鳥取県)、潮(島根県)、新成羽川(岡山県)、可部、南原、滝山川(以上広島県)
火 力 (出力20万kW以上)	三隅(島根県)、水島、玉島(以上岡山県)、大崎(広島県)、柳井、下松、新小野田、下関(以上山口県)
原子力	島根原子力(島根県)
太陽光	福山太陽光(広島県)、宇部太陽光(山口県)

②重要な子会社の主要な事業所

	会 社 名	本 店 所 在 地
総 合 エネ ルギ ー 事 業	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	広島県広島市
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	オーストラリア
送 配 電 事 業	中国電力ネットワーク株式会社	広島県広島市
	株式会社電力サポート中国	
情 報 通 信 事 業	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
そ の 他	中電プラント株式会社	広島県広島市
	株式会社エネルギア L & B パートナーズ	
	株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
	中電技術コンサルタント株式会社	
	中電工業株式会社	広島県安芸郡府中町
	中電環境テクノス株式会社	
	中国計器工業株式会社	
	株式会社アドプレックス	
テンパール工業株式会社	広島県広島市	
中国高圧コンクリート工業株式会社		

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前年度末比増減 (名)
総合エネルギー事業	3,915	37増
送配電事業	4,729	214減
情報通信事業	972	6増
その他の	3,333	70増
合計	12,949	101減

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (億円)
株式会社日本政策投資銀行	3,150
株式会社みずほ銀行	1,221
三井住友信託銀行株式会社	1,025
株式会社三井住友銀行	822
株式会社広島銀行	786

(11) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項

当社は、昨年4月および7月に、他の旧一般電気事業者等と共同して顧客の獲得を制限している疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社としては、公正取引委員会の調査に協力し、適切に対応しております。

2. 当社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10億株
- (2) 発行済株式の総数 3億8,715万4,692株
- (3) 株主数 13万1,681名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	52,041	14.4
山口県	34,005	9.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	17,653	4.9
日本生命保険相互会社	14,818	4.1
中国電力株式投資会	7,211	2.0
株式会社広島銀行	5,842	1.6
J P モルガン証券株式会社	4,807	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,707	1.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	3,370	0.9
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,332	0.9

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式2,662万9,807株を控除して計算しております。

3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況等
苅田知英	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
清水希茂	代表取締役 社長執行役員	
芦谷茂	代表取締役 副社長執行役員	電源事業本部長、情報通信部門長
重藤隆文	代表取締役 副社長執行役員	人材育成担当、調達本部長、原子力強化プロジェクト長、 株式会社中電工社外監査役
瀧本夏彦	代表取締役 副社長執行役員	販売事業本部長
北野立夫	取締役 常務執行役員	電源事業本部副本部長、電源事業本部島根原子力本部長
高場敏雄	取締役 常務執行役員	人材活性化部門長
古瀬誠	社外取締役	
田村典正	取締 監査等委員(常勤)	
内山田邦夫	社外取締 監査等委員	
野曾原悦子	社外取締 監査等委員	弁護士
小谷典子	社外取締 監査等委員	

- (注) 1. 取締役常務執行役員山下正洋は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 社外取締役古瀬誠・内山田邦夫・野曾原悦子・小谷典子の4名につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するためであります。
4. 取締役(監査等委員)田村典正は、長年にわたり当社経理部門に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
林 司	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼、電源事業本部（総括）部長 兼、原子力強化プロジェクト担当部長
船木 徹	常務執行役員	経営企画部門長
長谷川 千晃	常務執行役員	電源事業本部島根原子力本部副本部長
皆本 恭介	常務執行役員	地域共創本部長
天野 浩一	常務執行役員	島根支社長 兼、電源事業本部島根原子力本部副本部長
前田 耕一	常務執行役員	国際事業部門長
中川 賢剛	常務執行役員	需給・トレーディング部門長
大瀬戸 聡	常務執行役員	電源事業本部副本部長、上関原子力立地プロジェクト長、 管財部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である古瀬誠、田村典正、内山田邦夫、野曾原悦子、小谷典子との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は、報酬委員会への諮問を経て、取締役会において、取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており、その内容は次のとおりであります。

a. 方針

取締役の報酬は、以下の方針により決定する。

(a) 基本方針

- ・ 株主総会において承認された総額の範囲内で、経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
- ・ 株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく、短期的な業績に加え、中長期的な業績も考慮する。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、基本報酬のみとする。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬と業績連動報酬との報酬割合については、当社の経営環境・事業環境等を踏まえ、当社と類似する業種・業態に属する企業の動向等を参考に設定する。

(b) 基本報酬

- ・ 基本報酬として、固定報酬である月額報酬を支給する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、当社の経営環境や業績の状況を踏まえ、各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。

(c) 業績連動報酬

- ・ 会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、業績連動報酬として、当社の経営環境および連結経常利益等を踏まえ、毎年一定の時期に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

(d) 取締役の個人別報酬額の決定

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額の決定は、取締役会決議に基づき会長に委任する。取締役会は、当該決定権限が会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問することとし、上記の委任を受けた会長は、報酬委員会の議事の結果を尊重し決定しなければならないこととする。

b. 手続

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は、社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項は、監査等委員会において決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等についての株主総会の決議年月日は2016年6月28日であり、当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。当該決議の内容の概要は、次のとおりであります。

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

月額報酬 月額4,500万円以内

賞与 取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、月額報酬とは別に、年額1億2,000万円以内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に賞与を支給できることとし、その範囲内で、会社業績に応じた具体的金額を取締役会で決定する。

b. 監査等委員である取締役

月額報酬 月額1,000万円以内

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役会長荻田知英に委任しております。この権限を委任した理由は、取締役による業務執行の監督を総括する役割を担う代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会は、この権限が適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問し、上記の委任を受けた当該取締役は、報酬委員会の議事の結果を尊重し委任された内容を決定しております。

取締役会は、当該手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額が決定されていることから、その内容が取締役の報酬決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる取締役 の員数 (名)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	352 (12)	352 (12)	0 (-)	9 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	73 (36)	73 (36)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 会社業績に対する責任の明確化と業績向上のインセンティブ付与のため、業績連動報酬は、連結経常利益等の目標達成度および個人考課に応じて、0%~100%の範囲で決定いたします。
2. 当年度における業績連動報酬については、当社の経営環境や業績を勘案し、連結経常利益等の業績指標によらず、報酬委員会の議事の結果も踏まえ、取締役会決議に基づき不支給としております。
3. 対象となる取締役の員数には、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外取締役の主な活動状況

氏名	地位	出席回数/開催回数 (出席率)		取締役会等における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
古瀬 誠	取締役	14回/14回 (100%)	—	取締役会において、経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。また、当年度に開催された指名委員会に2回(出席率100%)、報酬委員会に3回(出席率100%)出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
内山田 邦夫	取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	24回/24回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、当年度に開催された指名委員会に2回(出席率100%)、報酬委員会に3回(出席率100%)出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
野曾原 悦子	取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	24回/24回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、当年度に開催された指名委員会に2回(出席率100%)、報酬委員会に3回(出席率100%)出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
小谷 典子	取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	24回/24回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、社会学に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、当年度に開催された指名委員会に2回(出席率100%)、報酬委員会に3回(出席率100%)出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と、金融商品取引法に基づく監査報酬額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。
また、②の金額のうち、確定していないものは、概算値によっております。

2. 監査等委員会は、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数、報酬単価）を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。

3. 当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社の子会社のうち、中国電力ネットワーク株式会社は、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する合意された手続業務を、また、株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務をそれぞれ委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	3,227,510	固 定 負 債	2,263,498
電 気 事 業 固 定 資 産	1,312,281	社 債	991,413
水 力 発 電 設 備	101,790	長 期 借 入 金	1,093,112
汽 力 発 電 設 備	156,976	退 職 給 付 に 係 る 負 債	61,845
原 子 力 発 電 設 備	98,669	資 産 除 去 債 務	98,593
送 電 設 備	296,174	繰 延 税 金 負 債	359
変 電 設 備	165,545	そ の 他 の 固 定 負 債	18,174
配 電 設 備	388,609	流 動 負 債	694,205
業 務 設 備	86,469	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	182,567
休 止 設 備	12,850	短 期 借 入 金	65,695
その他の電気事業固定資産	5,194	コマーシャル・ペーパー	170,000
そ の 他 の 固 定 資 産	113,723	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	81,550
固 定 資 産 仮 勘 定	1,191,353	未 払 税 金	10,584
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,168,629	そ の 他 の 流 動 負 債	183,808
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	22,723	引 当 金	797
核 燃 料	139,772	渴 水 準 備 引 当 金	797
装荷核燃料及び加工中等核燃料	139,772	負 債 合 計	2,958,502
投 資 そ の 他 の 資 産	470,380	株 主 資 本	580,519
長 期 投 資	149,705	資 本 金	197,024
退 職 給 付 に 係 る 資 産	68,309	資 本 剰 余 金	28,580
繰 延 税 金 資 産	74,229	利 益 剰 余 金	393,793
そ の 他 の 投 資 等	188,868	自 己 株 式	△ 38,878
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 10,731	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	25,258
流 動 資 産	339,436	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,094
現 金 及 び 預 金	66,584	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,483
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	104,747	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,105
棚 卸 資 産	59,659	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,574
そ の 他 の 流 動 資 産	109,220	非 支 配 株 主 持 分	2,667
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 774	純 資 産 合 計	608,445
合 計	3,566,947	合 計	3,566,947

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,197,391	営業収益	1,136,646
電気事業営業費用	1,047,934	電気事業営業収益	979,687
その他事業営業費用	149,456	その他事業営業収益	156,959
営業損失	(60,744)		
営業外費用	17,080	営業外収益	15,945
支払利息	9,640	受取配当金	1,963
その他の営業外費用	7,439	受取利息	10
		持分法による投資利益	6,063
		その他の営業外収益	7,907
当期経常費用合計	1,214,471	当期経常収益合計	1,152,591
当期経常損失	61,879		
湯水準備金引当又は取崩し	△ 3		
湯水準備引当金取崩し(貸方)	△ 3		
		特別利益	5,676
		有価証券売却益	2,574
		貸倒引当金戻入額	3,101
税金等調整前当期純損失	56,199		
法人税等	△ 16,175		
法人税等	1,581		
法人税等調整額	△ 17,757		
当期純損失	40,023		
非支配株主に帰属する当期純損失	318		
親会社株主に帰属する当期純損失	39,705		

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	3,002,285	固 定 負 債	2,222,284
電気事業固定資産	446,410	社 債	991,413
水力発電設備	102,929	長期借入金	1,088,500
汽力発電設備	158,180	長期未払債	575
原子力発電設備	100,055	関係会社長期債	5,287
新エネルギー等発電設備	1,725	退職給付引当	29,489
業務設備	70,670	資産除去債	97,398
休止設備	12,850	雑固定負債	9,621
附帯事業固定資産	25	流 動 負 債	631,880
事業外固定資産	2,303	1年以内に期限到来の固定負債	180,859
固定資産仮勘定	1,169,850	短期借入金	65,645
建設仮勘定	1,146,543	マーシャル・ペーパー	170,000
除却仮勘定	583	買掛金	78,000
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	22,723	未払金	29,297
核 燃 料	139,772	未払費用	27,233
装荷核燃料	7,034	未払税金	2,757
加工中等核燃料	132,737	預り金	382
投資その他の資産	1,243,923	関係会社短期債	52,395
長期投資	122,493	雑流動負債	24,826
関係会社長期投資	1,004,183	引 当 金	797
長期前払費用	27,306	濁水準準備引当金	797
前払年金費用	30,866	負 債 合 計	2,854,963
繰延税金資産	59,103	株 主 資 本	403,572
貸倒引当金(貸方)	△ 30	資 本	197,024
流 動 資 産	261,115	資 本 剰 余 金	28,222
現金及び預金	50,210	資 本 準 備 金	28,173
売掛金	74,562	その他資本剰余金	49
諸未収入金	46,868	利 益 剰 余 金	216,807
貯蔵品	39,418	利益準備金	46,381
前払金	5	その他利益剰余金	170,425
前払費用	3,484	特定災害防止準備金	70
関係会社短期債権	31,351	別途積立金	205,000
雑流動資産	15,457	繰越利益剰余金	△ 34,644
貸倒引当金(貸方)	△ 246	自 己 株 式	△ 38,481
合 計	3,263,400	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,864
		その他有価証券評価差額金	4,514
		繰延ヘッジ損益	350
		純 資 産 合 計	408,437
		合 計	3,263,400

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,084,686	営業収益	994,992
電気事業営業費用	1,050,513	電気事業営業収益	960,046
水力発電費用	20,183	電灯料	350,186
汽力発電費用	320,775	電力料	414,584
原子力発電費用	47,134	他社販売電力料	170,659
新エネルギー等発電費用	208	賠償負担金相当収益	1,738
他社購入電力料	327,884	廃炉円滑化負担金相当収益	882
販売売費用	16,301	電気事業雑収益	21,995
休止設備費用	1,939		
一般管理費用	49,436		
接続供給託送料	263,380		
事業税	4,313		
電力費振替勘定(貸方)	△ 1,044		
附帯事業営業費用	34,172	附帯事業営業収益	34,946
LNG供給事業営業費用	28,230	LNG供給事業営業収益	28,978
石炭販売事業営業費用	5,942	石炭販売事業営業収益	5,968
営業損失	(89,693)		
営業外費用	14,010	営業外収益	27,813
財務費用	10,335	財務収益	21,222
支払利息	9,415	受取配当金	16,610
社債発行費	920	受取利息	4,611
事業外費用	3,674	事業外収益	6,591
固定資産売却損失	39	固定資産売却益	30
雑損失	3,634	雑収益	6,560
当期経常費用合計	1,098,696	当期経常収益合計	1,022,806
当期経常損失	75,889		
濁水準備金引当又は取崩し	△ 3		
濁水準備金引当取崩し(貸方)	△ 3		
		特別利益	5,579
		有価証券売却益	2,574
		インバランス収支還元額	3,004
税引前当期純損失	70,307		
法人税等	△ 23,970		
法人税等	△ 5,914		
法人税等調整額	△ 18,056		
当期純損失	46,336		

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 藤 顕 広
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 藤 顕 広
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の公正取引委員会から立入検査を受けた件につきましては、監査等委員会として、引き続き今後の推移を十分注視するとともに、当社における対応について確認してまいります。

2022年5月23日

中国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 田村典正 ㊞

監査等委員 内山田邦夫 ㊞

監査等委員 野曽原悦子 ㊞

監査等委員 小谷典子 ㊞

(注) 監査等委員内山田邦夫、野曽原悦子および小谷典子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益配分にあたっては、安定配当を基本とし、単年度の業績だけでなく、中長期的な観点から総合的に勘案して、配当を実施しております。

期末配当については、当年度の連結業績が過去最大の赤字となったことなどを踏まえ、1株につき15円としたいと存じます。これにより、当年度における配当金は、昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき40円となります。

また、個別業績が当期純損失となったことに伴い、これに配当所要額を含めた期間収支不足に充当するため、別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社株式1株につき金15円 総額5,407,873,275円
- (3) 期末配当が効力を生じる日
2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 61,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 61,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即して事業内容をより明確にするとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、附則を項建てから条建てに変更のうえ、効力発生日等に関する附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 　　　　　　　　〈省 略〉	(1) 　　　　　　　　　　〈現行どおり〉
(2) <u>電気機械器具の製造および販売</u>	(2) <u>エネルギー関連の設備および機械器具の製造、</u> <u>販売、リース、設置、運転および保守</u>
(3) 　　　　　　　　〈省 略〉	(3) 　　　　　　　　　　〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) <u>蓄熱式空調・給湯装置等の製造、販売、リース、設置、運転および保守</u></p> <p>(5) <u>ガス・石炭等燃料の供給・販売および輸送</u></p> <p>(6) <u>エネルギー資源の開発、採掘、加工</u></p> <p>(7)～(9) 〈省 略〉</p> <p>(10) <u>居宅サービス事業、居宅介護支援事業および老人ホームの運営</u></p> <p>(11)～(14) 〈省 略〉</p>	<p>〈削 除〉</p> <p>(4) <u>ガス供給事業</u></p> <p>(5) <u>エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送</u></p> <p>(6)～(8) 〈現行どおり〉</p> <p>(9) <u>介護サービス事業</u></p> <p>(10)～(13) 〈現行どおり〉</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>〈削 除〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 〈省 略〉</p> <p>2 〈省 略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 〈現行どおり〉</p> <p>2 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の経営環境、事業の状況等および各人の人物・能力・識見・業績等のバランスを総合的に勘案し、監査等委員である取締役を除く取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案については、監査等委員3名を含む4名の社外取締役が構成員の過半数を占める指名委員会での審議を経て、取締役会において適切に決定されており、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				性別	現在の当社における地位
1	し 清	みず 水	まれ 希	しげ 茂	再任	男性 代表取締役社長執行役員
2	たき 瀧	もと 本	なつ 夏	ひこ 彦	再任	男性 代表取締役副社長執行役員
3	あし 芦	たに 谷		しげる 茂	再任	男性 代表取締役副社長執行役員
4	たか 高	ば 場	とし 敏	お 雄	再任	男性 取締役常務執行役員
5	きた 北	の 野	たつ 立	お 夫	再任	男性 取締役常務執行役員
6	ふな 船	き 木		とおる 徹	新任	男性 常務執行役員
7	ふる 古	せ 瀬		まこと 誠	再任	社外 独立 男性 社外取締役

社外 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。

本株主総会において各候補者の選任が承認可決され、各候補者が取締役役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号
1し みず まれ しげ
清 水 希 茂

(1952年2月19日生)

再任

所有する
当社株式の数
45,200株

[略歴および地位・担当]

1974年4月 当社入社
 2009年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長、
 電源事業本部島根原子力本部長
 2011年6月 当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長、
 エネルギー総合研究所長
 2012年6月 当社取締役副社長人材育成担当、審査部門長、
 原子力強化プロジェクト長
 2013年6月 当社取締役副社長電源事業本部長
 2016年4月 当社取締役社長
 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

代表取締役社長執行役員として、卓越したリーダーシップを発揮し、経営課題への対応を着実に進めてまいりました。経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社のガバナンス向上とともに、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
2たき もと なつ ひこ
瀧 本 夏 彦

(1957年6月6日生)

再任

所有する
当社株式の数
16,700株

[略歴および地位・担当]

1981年4月 当社入社
 2017年6月 当社常務執行役員経営企画部門長
 2018年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部門長
 2019年6月 当社取締役常務執行役員販売事業本部長
 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員販売事業本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営企画部門長および販売事業本部長等を歴任しており、電気事業の経営全般を俯瞰し、大局的な判断ができる能力を有しております。多面的かつ即応性の高い思考・分析能力を活かし、強いリーダーシップと柔軟な発想を持った経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。

候補者番号
3

あし たに しげる
芦 谷 茂
(1956年4月7日生)

再任

所有する
当社株式の数
20,100株



[略歴および地位・担当]

1979年4月 当社入社
2016年6月 当社常務執行役員電源事業本部副本部長
2017年6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
国際事業部門長
2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長、
情報通信部門長

(現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

海外事業における収益の拡大、事業体制の強化等への取り組みに加え、当社の特徴を踏まえた電源の競争力強化に手腕を発揮しております。前向きな姿勢で組織力を向上させることに長けており、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
4

たか ば とし お
高 場 敏 雄
(1957年5月6日生)

再任

所有する
当社株式の数
13,400株



[略歴および地位・担当]

1981年4月 当社入社
2015年6月 当社執行役員コンプライアンス推進部門（コンプライアンス）部長
2018年6月 当社常務執行役員人材活性化部門長
2020年6月 当社取締役常務執行役員人材活性化部門長

(現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

コンプライアンス最優先の経営の実現に向け主導的な役割を果たしてきたほか、人材活性化部門長として、経営環境の変化に応じた人事制度設計に尽力してきました。高い調整能力とこれまで培った幅広い人脈を活かして、当社の経営基盤となる地域との連携強化等を図り、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

(注) 高場敏雄氏は、2022年6月24日開催予定の株式会社中電工の定時株主総会の承認をもって、同社社外監査役に就任する予定であります。

候補者番号
5きた の たつ お
北 野 立 夫
(1958年2月5日生)

再任

所有する
当社株式の数
21,500株

[略歴および地位・担当]

1983年 4 月 当社入社
 2017年 6 月 当社常務執行役員電源事業本部副本部長
 兼 電源事業本部（原子力管理）部長
 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
 電源事業本部島根原子力本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

原子力分野において豊富な経験と知見を有しており、原子力発電所の再稼働に向けた管理の統括や理解活動等に成果をあげております。冷静かつ強い実行力のもと、適切な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
6ふな き とおる
船 木 徹
(1959年2月22日生)

新任

所有する
当社株式の数
10,400株

[略歴および地位・担当]

1981年 4 月 当社入社
 2016年 6 月 当社執行役員グループ経営推進部門（経理）部長
 2017年10月 当社執行役員調達本部（経理）部長
 2019年 6 月 当社常務執行役員経営企画部門長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営企画部門において、当社の事業や経営のあるべき姿の検討に長年携わってきたほか、2030年を見据えたグループ経営ビジョンの策定をはじめ、経営課題への対応に取り組んできました。高い思考・分析能力と多面的なバランス感覚を活かし、経営環境が大きく変化する中で、更なる貢献が期待できることから新たに候補者としております。

候補者番号
7

ふる せ
古 瀬

(1946年8月6日生)

まこと
誠

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
1,600株



[略歴および地位・担当]

2007年 6 月	株式会社山陰合同銀行代表取締役頭取	
2010年 5 月	社団法人島根県経営者協会会長	(2015年 5月退任)
2010年11月	松江商工会議所会頭	(2019年10月退任)
2010年11月	島根県商工会議所連合会会頭	(2019年10月退任)
2011年 6 月	株式会社山陰合同銀行代表取締役会長	
2015年 6 月	株式会社山陰合同銀行特別顧問	(2020年 6月退任)
2020年 6 月	当社社外取締役	(現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

株式会社山陰合同銀行をはじめとする社外での経営に関する幅広い知識・経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 古瀬誠氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 古瀬誠氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年です。
3. 古瀬誠氏は、株式会社山陰合同銀行の出身であります（2015年6月24日付で代表取締役会長を退任）。当社と株式会社山陰合同銀行との間には資金借入の取引関係がありますが、2022年3月末時点において、その借入残高は、当社の連結総資産および株式会社山陰合同銀行の連結総資産のそれぞれ1%未満であります。
4. 当社は、古瀬誠氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。
- 本株主総会において同氏の選任が承認可決され、同氏が取締役役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位
1	田村典正 <small>たむらのまさ</small> 再任	男性	取締役（監査等委員〔常勤〕）
2	野曾原悦子 <small>のそはらえつこ</small> 再任 社外 独立	女性	社外取締役（監査等委員）
3	小谷典子 <small>おたにのりこ</small> 再任 社外 独立	女性	社外取締役（監査等委員）
4	久我英一 <small>くがえいいち</small> 新任 社外 独立	男性	

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田村典正、野曾原悦子、小谷典子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。本株主総会において各氏の選任が承認可決され、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- また、本株主総会において久我英一氏の選任が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、当該契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。
3. 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。
- 本株主総会において各候補者の選任が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号
1

た むら のり まさ
田 村 典 正
(1957年6月18日生)

再任

所有する
当社株式の数
10,312株



[略歴および地位・担当]

1980年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社執行役員東京支社長
2018年 6 月 当社常務執行役員東京支社長
2020年 6 月 当社取締役（監査等委員（常勤））

（現在に至る）

[取締役候補者とした理由]

常勤の監査等委員および監査等委員会の長として、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携を図るなど、監査の実効性向上の中核的役割を担っております。財務・会計分野における深い知見、緻密な分析力と論理的な思考力を活かした的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。

(注) 田村典正氏は、2022年6月23日開催予定の広島ガス株式会社の定時株主総会の承認をもって、同社社外取締役に就任する予定であります。

候補者番号
2のそはら えつこ
野曾原悦子
(1958年10月24日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株

[略歴および地位・担当]

1987年 4月	広島弁護士会登録	(現在に至る)
2012年 6月	当社社外監査役	
2016年 6月	当社社外取締役 (監査等委員)	(現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

弁護士としての豊富な経験と実績を活かし、客観的で公正・中立な立場からの的確な監査、専門的知見に基づいた経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

なお、野曾原悦子氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したものであります。

- (注) 1. 野曾原悦子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 野曾原悦子氏は、現在、当社の社外取締役 (監査等委員) であり、社外取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年であります。
なお、社外取締役 (監査等委員) 就任前に、社外監査役として4年在任しております。

候補者番号
3

お 谷 典 子
たに のり こ
(1946年12月12日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株



[略歴および地位・担当]

1992年 4 月 山口大学人文学部教授
2001年 4 月 山口大学大学院東アジア研究科教授
2005年 4 月 山口大学大学院東アジア研究科研究科長
2010年 4 月 山口大学名誉教授
2020年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）

(現在に至る)

(現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

社会学の専門家として、地域社会の実情や企業の社会貢献活動に高度な知見を有しており、その豊富な経験と実績を活かし、客観的で公正・中立な立場からの的確な監査、専門的知見に基づいた経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

なお、小谷典子氏は、これまで社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したものであります。

- (注) 1. 小谷典子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 小谷典子氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であり、社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号
4く が えい いち
久 我 英 一
(1956年9月1日生)

新任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株

[略歴および地位・担当]

2006年4月 鹿児島県警察本部長
 2007年9月 東京都青少年・治安対策本部長
 2009年9月 警視庁警備部長
 2011年2月 神奈川県警察本部長
 2013年4月 皇宮警察本部長
 2015年8月 警察庁退官
 2015年12月 日本生命保険相互会社顧問 (2016年5月退任)
 2016年6月 九州旅客鉄道株式会社社外監査役(常勤)
 2018年6月 九州旅客鉄道株式会社社外取締役(監査等委員(常勤))(現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

社外におけるリスク管理や企業監査に関する専門的な識見を活かした客観的で公正・中立かつ的確な監査・監督が期待できることから新たに候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

なお、久我英一氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。

- (注) 1. 久我英一氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ることとしております。
2. 久我英一氏は、2022年6月23日付で九州旅客鉄道株式会社社外取締役(監査等委員(常勤))を退任する予定であります。

ご参考 選任後の取締役会構成

第3号議案および第4号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	取締役に求める専門性および経験							
		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	法務・リスク マネジメント	営業・ マーケティング	技術・研究	ガバナンス	グループ経営・ 海外事業	環境・社会・ 地域貢献
しみず 清 水 希 茂	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●	●	●
たき 瀧 本 夏 彦	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●		●	●	●
あし 芦 谷 茂	代表取締役 副社長執行役員	●				●	●	●	●
たか 高 場 敏 雄	代表取締役 副社長執行役員	●		●	●		●	●	●
きた の 北 野 立 夫	取締役 常務執行役員					●			●
ふな 船 木 徹	取締役 常務執行役員	●	●		●			●	●
ふる 古 瀬 誠	社外取締役	●	●	●	●		●		
た 田 村 典 正	取締役 (監査等委員(常勤))		●		●			●	●
の そ はら 野 曾 原 悦 子	社外取締役 (監査等委員)			●			●		
お 小 谷 典 子	社外取締役 (監査等委員)								●
く が 久 我 英 一	社外取締役 (監査等委員)			●			●		

(注) 上記一覧表では、各人の有する専門性と経験のうち主要なものに印を付しております。
なお、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

＜株主提案（第5号議案から第10号議案まで）＞

第5号議案から第10号議案までは、株主（77名）からのご提案によるものであります。
なお、提案株主の議決権の数は、1,012個であります。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

原子力発電の計画、建設・運用に関わる説明及び同意の保証

▼提案の内容

定款に、第8章として「原子力発電の計画、建設・運用に関わる説明及び同意の保証」の章を追加する。

第8章 原子力発電の計画、建設・運用に関わる説明及び同意の保証

第42条 原子力発電を計画し、建設・運用するにあたっては、重大事故発生の際の被ばく等のリスクについて、「避難計画」策定の範囲内である自治体と事業者及び住民全員に対して、あらかじめ全てのリスクを説明しなければならない。

2 1項の説明を行った際には、そのリスクを受けることについて、自治体と事業者及び住民全員から同意書を得ることとし、その被害及び損害について補償することを確約する文書を取り交わさなければならない。

▼提案の理由

私たちは自然界から放射線を浴びる以外には、身体の状態を把握したり、治療などのために放射線を浴びる場合があります。この場合は、事前に説明を聞き、納得した上で放射線を浴びることを選択しています。この手続きがない限り、余計な被ばくをすることはありません。

一方、島根原発が重大事故を起こし、大量の放射性物質が放出された場合の「避難計画」では、原発から5～30km圏内においては、一定以上の放射線を計測した場合に避難指示が出されることとなります。これは、島根原発で重大事故を起こした場合に、住民に被ばくを強いることを明確にしているのです。

原発事故は自然災害ではありませんから、その責任は会社にあります。あらかじめ、事故時の住民の被ばくが明示されている以上、会社は、日常生活における被ばくの見解では常識となっている事前の説明と同意手続きを行うべきです。また、その被害及び損害について補償することを確約すべきです。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所における安全対策はもとより、万が一原子力災害が発生した場合の対応力の強化に加えて、住民避難対応に係る体制整備にも取り組んでおり、これらについて、発電所見学会、対話活動、当社ホームページ、広報誌などのほか、説明会や様々なメディアによる広報活動等

を通じた情報発信に努めております。

原子力損害の賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」により賠償制度の仕組みが定められており、万が一原子力災害が発生した場合には、当該仕組みのもと、迅速かつ適切な賠償を図ることができるよう、対応体制の整備等に努めております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

大型プロジェクト事業評価委員会の設置

▼提案の内容

定款に、第9章として「大型プロジェクト事業評価委員会の設置」の章を追加する。

第9章 大型プロジェクト事業評価委員会の設置

（目的）

第43条 大型プロジェクト事業の透明性、効率性を確保することが重要であるとの認識から、当社においては「大型プロジェクト事業評価委員会」を設置し、当社が事業主体となる大型プロジェクト事業の再評価等を実施する。

（構成方法）

第44条 本委員会の委員は、公平な立場にある各界有識者を選任し、株主総会の承認を受ける。

（扱い事項）

第45条 この評価の対象となる事業は以下のとおり。

- （1）事業採択後、10年以上を経過して未着工である。
- （2）事業採択後、一定期間を経過して継続中である。
- （3）事業採択前の準備・計画段階で、5年間が経過している。
- （4）再評価実施後、一定期間が経過している。
- （5）その他、社会経済情勢の変化等により事業の見直しが必要となっている。

のいずれかの条件に該当する事業とする。

- 2 原子力発電所の建設における事業採択は、建設地の地元自治体への申し入れを行った時点、もしくは建設地該当自治体から誘致の返答があった時点とする。
- 3 また、原子力発電所の再稼働における事業採択は、原子力規制委員会に「新規制基準適合性審査」の申請が提出された時点とする。

（対象事業）

第46条 年度ごとに対象事業をあげて大型プロジェクト事業を評価検討する。

- 2 本年度（2022年度）の対象事業として、

- （1）上関原子力発電所建設計画
- （2）島根原子力発電所2号機の再稼働を検討する。

▼提案の理由

スウェーデン環境法典には、環境裁判所を設けて、あらゆる開発計画は裁判所の許可を得なければ進められなく、住民の不安があれば訴えることができるようになっていきます。

上関原発計画は40年になり、公表された費用は670億円、上関町への寄付金36億円、20億円を超える町道を改修し寄付することや、不明の協力金や地元工作費などを含めると、これまで使ったお金は、1,000億円近くになることが推測されます。

さらに、原発建設には1基に4,500億円、安全対策費に6,000億円と、総計1兆円を超える大事業になってきます。

また、島根原発2号機の再稼働には、すでに10年を経過し、稼働したとしても7年しか運転できません。

当社の経営者は、計画したものを見直す経営判断を持ち合わせていません。大型事業で実現されそうになくて巨額な費用が必要とされ、電気料金に上乘せされるものの費用対効果が検討されるような委員会が必要になります。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、独立した社外取締役4名を含む取締役会において、経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項については、経営会議において十分に審議したうえで、業務執行を決定しております。

こうした体制のもとで、原子力発電所の開発を含む、重要な事業の開始にあたっては、取締役会や経営会議において、事業性の確保も踏まえて十分に審議のうえ決定し、また、当該事業の継続等についても、取締役会が各取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、適時・適切にその事業の状況を監督しております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

原子力発電は、カーボンニュートラル（脱炭素）電源から除外

▼提案の内容

定款に、第10章として「原子力発電は、カーボンニュートラル（脱炭素）電源から除外」の章を追加する。

第10章 原子力発電は、カーボンニュートラル（脱炭素）電源から除外

第47条 原子力発電は、カーボンニュートラル（脱炭素）電源から除外する。

▼提案の理由

科学ジャーナリストの井田徹治さんが書かれた、「追いつめられる海」という本を読みました。この本では、世界の海のあらゆるところで、温暖化により生態系が傷んでいることを伝えていました。どうかしなければなりません。

しかし、温暖化の原因としての数多くの理由の内、二酸化炭素の削減に原子力発電を救い主と頼むのは、本当に間違っています。「鬼は怖い、お化けなら大丈夫」と言っているように聞こえます。

なぜなら、核を分裂させてエネルギーを取り出すのは、化石燃料を燃やしてエネルギーを得るのとは、まったく次元の違う話になります。

原子力発電を扱うに際し、電力会社は「五重の壁で護っています。」と宣伝しており、「だから安心」だといいます。しかし他の発電方法に「五重の壁」が必要なものなどあるのでしょうか。

原子力発電を発電のために使ってはいけないことは、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故が明らかにしました。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社グループとして持続可能な社会の実現に貢献するべく、「2050年カーボンニュートラル」に挑戦することを公表し、その実現に向けて取り組んでおります。こうした中で、確立した脱炭素技術である原子力発電は将来にわたって一定比率を維持していく必要があると考えており、今後も、安全性の確保を大前提に、活用してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

原発の再稼働の条件に、テロ対策に加え戦争対策に耐えうるための措置

▼提案の内容

定款に、第11章として「原発の再稼働の条件に、テロ対策に加え戦争対策に耐えうるための措置」の章を追加する。

第11章 原発の再稼働の条件に、テロ対策に加え戦争対策に耐えうるための措置

第48条 原発の再稼働の条件に、テロ対策に加え戦争対策に耐えうるための措置を行う。

▼提案の理由

ロシアによるウクライナへの侵攻は、人類史上初めて多数の原発が稼働する国が本格的な戦場となり、原発などの施設が攻撃の標的となりました。戦争や災害で原発が被災すれば、膨大な量の電力が一挙に失われるので、原発依存は電力の安定供給上も大きなリスクとなります。

11年前の東京電力福島第一原発事故で多くの人が突然の計画停電で大きな影響を受けました。これは戦時に敵国の原発が標的となる理由の一つといえます。

原子力規制委員会の更田豊志委員長は、国内の原発の安全対策が武力攻撃を想定していないことに関連し「武力攻撃に対して堅牢性を持つ施設という議論は計画もしていないし、事実上無理」との認識を示しています。

福島第一原発事故以降、地震津波対策は厳しくなりましたが、戦争で攻撃されるシナリオなどは想定されていません。原発を抱える自治体からも不安の声が出ています。

原発の巨大なリスクを再認識し脱原発への歩みを速めるべきです。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

島根原子力発電所においては、常時、テロ攻撃を想定して警察庁および海上保安庁とも連携のうえ、侵入防止や警戒等の措置を講じておりますが、万が一、武力攻撃を受ける事態が発生した場合、当社は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」により作成した国民保護業務計画に基づいて、原子炉の運転停止などの対応を行うこととしています。

武力攻撃については、国の安全保障という観点から対処する必要があると考えており、現在や今後の情勢変化のもとで、政府の「国民の保護に関する基本指針」の改定等を踏まえて、当社としても、当該計画を見直し、その対応体制を強化するなど、適切に対応してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（5）

役員報酬の個別開示

▼提案の内容

定款に、第12章として「役員報酬の個別開示」の章を追加する。

第12章 役員報酬の個別開示

第49条 役員報酬の個別開示をする。

▼提案の理由

国内において、役員報酬を個別に開示している大企業は存在しています。その理由は、情報公開という時代の流れにあるものと考えます。開示しない正当な理由を見いだすことは出来ません。

当社の株価は、この1年間ほぼ1千円を割り込む状況が続いています。また今期の株主配当は42年ぶりの減配になるとされています。世界的な要因が存在するとはいえ、電力料金は値上がりが続き、消費者にとっても大きな負担となっています。

株主や消費者に負担を負わせているなかで、「闇の中」にあるのが役員報酬であると思います。役員報酬は、その総額は示されていますが、個別には明らかになっていません。市民感覚では相当に高額過ぎます。

今期決算で大幅な赤字が想定される中、株主に大きな損失を負わせ、また消費者には電力料金の上昇という負担を強いるのであれば、役員報酬を個別に開示し、負担の平等と痛みの共有という姿勢を、率先して示すべきではないでしょうか。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、事業報告等において、固定報酬および業績連動報酬の区分ごとの取締役の報酬総額を支給対象者の員数とともに記載しており、支給水準が容易に分かるように開示しております。個人別の報酬額については、個別詳細事項であるため開示はしておりません。

また、取締役の報酬については、株主総会において承認された総額の範囲内で、経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とするとともに、株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく、短期的な業績に加え、中長期的な業績も考慮することを基本方針としており、この方針についても開示しております。

当社は、この方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は構成員の過半数を社外取締役とする報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定し、また、監査等委員である取締役の報酬に関する事項は監査等委員会において監査等委員である取締役の協議によって決定しており、これら客観性・透明性のある手続により、各取締役の報酬額の妥当性は担保されているものと考えております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第10号議案 取締役の解任の件

社外取締役 古瀬誠の解任

▼提案の内容

社外取締役、古瀬誠の解任をする。

▼提案の理由

古瀬誠社外取締役は、島根県経営者協会会長、松江商工会議所会頭、島根県商工会議所連合会会頭、松江商工会議所名誉会頭などを歴任しました。

島根県商工会議所連合会会頭在任中の2018年6月には、溝口善兵衛前島根県知事を訪れ、島根原発3号機の安全審査入りの事前了解を早期に行うよう要望書を手渡すなど、島根県における原発推進の重鎮として行動し、その後当社取締役となっています。

2011年3月11日には福島原発事故が発生し、安全神話も崩壊しています。福島原発の事故原因も十分に分析されないまま、新たな適合性審査が行われましたが、決して原発の安全性を保証してはいません。

しかし古瀬誠社外取締役は、住民の安全や暮らしより、経済効果を優先する立場を取り、原発を推進してきました。近年の経済活動には、人権や環境への配慮が求められる中、このような人物を社外取締役として選任することは、会社の社会的責任の点で問題があります。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

古瀬取締役は、企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし、取締役会等において客観的な立場から議案審議に必要な発言や提言を適宜行うなど、社外取締役として忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

以上

MEMO

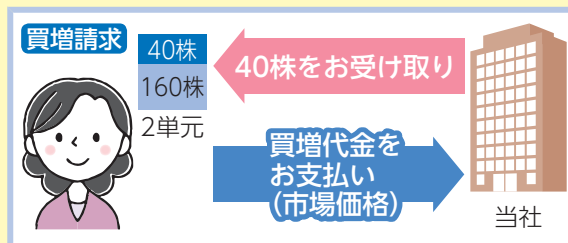
A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

株式に関するお知らせ

100株に満たない株式をお持ちの株主さま 買取・買増請求制度のご案内

100株に満たない単元未満株式は、市場で売ることができません。当社では、単元未満株式の買取請求（売却）・買増請求（単元株式化）制度をご用意していますので、ぜひご利用ください。

[制度のイメージ (160株をお持ちの場合)]



マイナンバーのお届出について

株式の税務関係のお手続きに関して、**マイナンバーのお届出が必要となります**。お届出をされていない株主さまにおかれましては、**お取引の証券会社等へのお届出をお願いします**。

..... 株式に関する各種お手続きのお問い合わせ先

(単元未満株式の買取・買増請求、マイナンバーのお届出、株式の相続、住所変更など)

株式を証券会社にお預けの株主さま

お取引の各証券会社

株式を証券会社にお預けでない株主さま
(特別口座に株式をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

0120-782-031 **通話料無料**

受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

株主メモ

■ 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

■ 定時株主総会 毎年6月

■ 配当金受領 期末配当：3月31日

株主確定日 中間配当：9月30日

■ 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

郵便物
送付先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会会場ご案内

会場

広島市中区小町4番33号
当社本店 (大会議場)



最寄り電車・バス停

中電前

駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキ
を使用しております。